

大阪市未成年後見人支援事業実施要綱

制 定 平成 25 年 12 月 27 日
最近改正 令和 6 年 5 月 15 日

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号。以下、「法」という。）に規定の児童相談所長の職を掌る大阪市中央こども相談センター所長、大阪市北部こども相談センター所長及び大阪市南部こども相談センター所長が、平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（以下「国通知」という。）に基づき、未成年後見人が必要とする報酬等の全部、又は一部を支援するにあたり、必要な事項を定めることにより、未成年後見人の確保を図るとともに、児童の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 児 童：成年に達する日の前日までの者
- (2) 預貯金等：預金、貯金及び有価証券、並びに不動産などの金銭的評価が可能な財産
- (3) 所 長：大阪市中央こども相談センター、大阪市北部こども相談センター及び
　　大阪市南部こども相談センターのうちいずれかのセンター所長
- (4) こども相談センター：大阪市中央こども相談センター、大阪市北部こども相談センター及び
　　大阪市南部こども相談センターのうちいずれかのこども相談センター

(事業内容)

第3条 本事業は、未成年後見人を支援するために次の事業を行う。

- (1) 未成年後見人報酬の全部、又は一部の補助
- (2) 国通知に基づく未成年後見人、及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

(補助の対象となる要件)

第4条 前条第1号規定の補助の対象要件は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象となる未成年後見人は、所長の請求により家庭裁判所が選任した未成年後見人又は
　　所長以外の者の請求により家庭裁判所が選任した未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権によ
　　り選任された未成年後見人（ただし、所長以外の者が請求を行い選任された未成年後見人及び家
　　庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、所長が選任請求を行う場合に準じる
　　状況にあると所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）であること
- (2) 被後見人の預貯金等の評価額の合計が 1 千 7 百万円未満であること
- (3) 未成年後見人は、法の規定により所長の請求によって家庭裁判所が選任した被後見人の親
　　族以外（民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）に規定される者）であるほか、被後見人が法

第27条第1項第3号の規定により施設に入所の措置を取っている児童である場合は、当該児童が入所している施設の法人（ただし、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任請求がなされた場合を除く。）及びその職員、並びに里親に委託されている児童である場合は、委託されている里親が選任されていないこと。

（4）家庭裁判所から報酬付与を認められた未成年後見人であること

2 前条第2号に規定する補助の対象となる要件は、前項第1号から第3号の規定のほか、加入する損害賠償保険の運営主体が、国通知に基づくものであることとする。

3 第1項第1号に掲げる所長が認める児童とは、次の要件全てに該当する児童をいう

（1）こども相談センターが把握している児童であること

（2）保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であること

（3）親族が、監護・養育能力に欠けるため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況にある児童であること

（補助する金額）

第5条 本事業における補助額は、次のとおりとする。

（1）未成年後見人報酬

家庭裁判所が未成年後見人からの申請に基づき決定した報酬の額

ただし、月額20,000円を上限とする。

（2）損害賠償保険料

国通知において定める損害賠償保険料の額

（対象期間）

第6条 第3条各号に掲げる補助の対象期間の終了は、各年度末、又は被後見人が成年に達する日の前日までのいずれか早い日とする。

（申請方法）

第7条 本事業による補助を受けようとする未成年後見人は、大阪市未成年後見人支援事業申請書（様式第1号）に被後見人資産状況届出書（様式第2号）等の必要書類を添えて、大阪市中央こども相談センター所長へ申請しなければならない。

2 前項の申請があったとき、所長は、被後見人及び未成年後見人の状況を訪問による調査、並びに書類確認等を行うことにより申請内容を審査し、大阪市中央こども相談センター所長は調査・審査結果の通知について（通知）（様式第3号）により申請者に対して補助の可否や内容を通知する。

3 被後見人、及び未成年後見人は、前項の調査を正当な理由なく拒むことができない。

（申請の取下げ）

第8条 本事業による補助申請を行った者は、前条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第2項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市未成年後見人支援事業申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日と

する。

(補助費の支払い)

第9条 大阪市中央こども相談センター所長は、第3条第1号に規定する未成年後見人報酬を補助することとした場合は、未成年後見人からの請求に基づき支払う。

2 未成年後見人報酬補助を請求する未成年後見人は、未成年後見業務を遂行した当該年度末までに本市の請求書様式で大阪市中央こども相談センター所長あて提出しなければならない。

3 大阪市中央こども相談センター所長は、第3条第2号に規定する損害賠償保険料を補助することとした場合は、国通知に基づき損害賠償保険の運営主体からの請求に基づき支払う。

(損害保険料を申請する場合の大坂市中央こども相談センター所長への報告)

第10条 申請者は、生じた損害に対して保険料を請求する場合は、事故報告書を作成し、速やかに大阪市中央こども相談センター所長へ提出しなければならない。

(損害賠償保険料補助の再申請)

第11条 損害賠償保険料補助を翌年度も継続して希望する未成年後見人は、補助を受ける前年度の3月1日から3月15日までの間に、第7条第1項に規定する申請書にその他必要書類を添えて大阪市中央こども相談センター所長へ再度申請しなければならない。この場合において、前回申請時に添付した必要書類に内容の変更がない場合は、大阪市中央こども相談センター所長の判断により省略することができる。

(未成年後見人の報告義務)

第12条 未成年後見人は、次のいずれかに該当するときは、状況変更・喪失届（様式第5号）に必要な事項を記載し、速やかに大阪市中央こども相談センター所長に提出しなければならない

- (1) 被後見人の預貯金等が1千7百万円以上となったとき
- (2) 被後見人が結婚や死亡により、未成年後見人の必要がなくなったとき
- (3) 被後見人の住所、又は氏名が変わったとき
- (4) 未成年後見人が辞任や解任等により変更したとき
- (5) 未成年後見人の住所又は氏名が変更したとき
- (6) 第1号から第5号に掲げるもののほか、申請内容及び補助を継続するうえで必要な事項に変更が生じたとき

(補助の終了)

第13条 大阪市中央こども相談センター所長は、被後見人が第4条に規定する補助の対象とならなくなったとき及び前条の報告、並びに第14条の調査により補助の必要がなくなったと認めるときは、申請者に対する補助を終了する。

(譲渡等の禁止)

第14条 被後見人及び未成年後見人は、本事業の実施による権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査)

第 15 条 所長は、年に 1 回以上、本事業による補助を受けている被後見人、及び未成年後見人の状況を調査する。

2 被後見人、及び未成年後見人は、前項の調査を正当な理由なく拒むことはできない。

(補助の決定の取消し)

第 16 条 大阪市中央こども相談センター所長は、申請内容に虚偽や重大な錯誤があるときのほか、補助を行うことが適当でないときは、補助の決定を取り消すことができる。

2 前項に規定する補助の取消しを受けたとき、被後見人及び未成年後見人は、大阪市中央こども相談センター所長からの通知に基づき、すでに受領した補助費の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 26 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 20 日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日より施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。